

○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質

〔平成十八年十二月十五日号外環境省告示第四百十八号〕

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) N―(ニ―アミノエチル)―ニ―アミノエタノール、トール油脂脂肪酸及び硫酸ジエチルの反応生成物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇、〇〇
(2) アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十から十八までのものの混合物に限る。）	二五、〇〇
(3) ニ―アルキル―一―ベンジル―四・五―	一、〇〇

(4) アルキル―一―ベンジル―ピリジニウムクロリド（アルキル基の炭素数が一又は二のもの及びその混合物に限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一、〇〇
(5) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三から十一までのものの混合物に限る。）並びにアクリレートポリマー及びフエノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の混合物（アクリレートポリマー及びフエノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の濃度が三十三重量パーセント以下のものに限る。）	二五、〇〇
(6) ジエチレントリアミン及びトール油脂脂肪酸の反応生成物	一、〇〇
(7) 一―（フェニルメチル）―ピリジニウム	一、〇〇

アルキル誘導体塩化物（濃度が三十重量パーセント以下のものに限り。）並びにノニルフェノールエトキシラート（濃度が十重量パーセント以下のものに限り。）のイソプロパノール（濃度が十五重量パーセント以下のものに限り。）を溶媒とする溶液及びメタノール溶液（濃度が三重量パーセント以下のものに限り。）の混合溶液	○
---	---

二 令別表第一第二号の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリルアミド及びアクリル酸ナトリウム塩の共重合体溶液（アクリルアミドとアクリル酸ナトリウム塩の重量比が七十対三十であるものに限る。）並びにイソアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物	一
(2) アクリルアミド、二―アクリルアミド―二―	一

メチルー―プロパンスルホン酸ナトリウム、テトラエチレングリコールジアクリラート及びメチレンビスアクリルアミドの共重合体	
(3) アクリル酸エチレン及び酢酸ビニルの重合体のエチルヘキサノール及びジエチレングリコール溶液	一
(4) アクリル酸、酸化エチレン、酸化プロピレン、四―ターシャリブチルフェノール、ホルムアルデヒド及び無水マレイン酸の共重合体のキシレン及びナフサを溶媒とする溶液（濃度が六十五重量パーセントのものに限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(5) アクリル酸、ジエレントリアミン及びトリル油酸の反応生成物のエチレングリコール溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(6) アビシニアガラシ油	一
(7) アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が十二、十四、十	一〇 〇

	六又は十八のもの及びその混合物に限る。)	
(8)	アルミン酸ナトリウム溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	一〇
(9)	イソプロピルアルコール、トール油(蒸留物に限る。)、ドデシルベンゼンスルホン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	二五
(10)	エチレングリコールモノアルキルエーテル(濃度が三十一重量パーセント以下のものに限る。)、エチレングリコール(濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。)、エトキシ化アルコール(濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)、エトキシ化イミダズリン(濃度が十重量パーセント以下のものに限る。)及びニーマルカプトエタノール溶液(濃度が五重量パーセント以下のものに限る。)の混合溶液	二五
(11)	エトキシ化プロポキシ化アルコール(アルコ	一〇

	ールの炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。)	
(12)	アルファオレフィン(炭素数が十二以上のものの混合物に限る。)	一
(13)	急速分解バイオ油	一
(14)	ジエチレントリアミン五酢酸五カリウム塩溶液(濃度が四十重量パーセントのものに限る。)(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	一
(15)	ジエチレントリアミン五メチレンホスホン酸アンモニウム塩溶液(濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。)	一
(16)	ジエチレントリアミン五メチレンホスホン酸五ナトリウム塩溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	一
(17)	ニ・四ジクロロフェノキシ酢酸コリン塩溶液	一
(18)	三ー(三・五ージーターシャリーブチルー四ーヒドロキシフェニル)プロピオン酸アルキルエステル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの	一〇

	の及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	
(19)	ジプロピレングリコールジベンゾアート(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	一〇
(20)	脂肪族アルコールエトキシラート燐酸塩(アルコールの炭素数が九から十一までのものの混合物に限る。)	一〇
(21)	シンナムアルデヒド(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	一
(22)	セスキオレイン酸ソルビタン	一
(23)	炭酸カリウム溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	一
(24)	トリエタノールアミン及びトール油酸の反応生成物(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	一
(25)	ナトリウムメトキシド(他の海洋環境の保全	二五

	の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの(濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。)	
(26)	パーム油工場廃液精製油	一
(27)	パーム油工場廃液精製油脂肪酸蒸留出物	一〇
(28)	不飽和脂肪酸(炭素数が十八のものに限る。)	一
	及びジメチル硫酸により第四級化したトリエタノールアミンの反応生成物	
(29)	ヘキサオレイン酸ポリ(エチレングリコール)ソルビトールエステル	一
(30)	ヘキサヒドロ一・三・五トリエタノール一・三・五トリアジン溶液	一〇
(31)	ヘキサヒドロ一・三・五トリメチル一・三・五トリアジン溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)	一〇
(32)	ほう酸(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	二五
(33)	ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩溶液(アルケニル基の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。)	一〇

(34)	ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩（アルケニル基の炭素数が二十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(35)	ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(36)	ポリ（オキシエチレン） ドデシルエーテル硫酸ナトリウム塩溶液	一〇
(37)	ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル燐酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(38)	ポンガミア油（粗製のものに限る。）	一
(39)	N・N―メチレンビス（五―メチルオキサゾリジン）	二五
(40)	二―メルカプトエタノール	二五
(41)	メルカプト酢酸（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一

(42)	モノオレイン酸ポリエチレングリコール	一〇
(43)	油脂の精製の際に使用された白土から回収される植物油（遊離脂肪酸の濃度が二十重量パーセント以下のものであつてヘキサンの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）	一
(44)	油脂の精製の際に使用された白土から回収される植物油の脂肪酸蒸留物	一〇
(45)	ヨウ化カリウム（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	二五

三 令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) 三―アミノプロピルトリエトキシシラン（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	〇
(2) 塩化カルシウム溶液（濃度が三十五重量パーセント未満のものに限る。）	〇

(3) 塩化ナトリウム溶液（濃度が三十重量パーセント未満のものに限る。）	○
(4) カルボキシル化ホスホン化アリルスルホン酸ナトリウムの重合体	○
(5) 魚副産物（生鮮のものに限る。）	○
(6) 水酸化コリン溶液	○
(7) 炭酸ジメチル	○
(8) トリエタノールアミンポリリン酸エステルナトリウム塩溶液	○
(9) フィッシュサイレージ（ぎ酸の含有量が三重量パーセント以下であつて、酸化防止剤を含むものに限る。）	○
(10) ヘキサントリカルボニトリル	○
(11) ポリ（Ｌ－アスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(12) マレイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○

(13) マレイン酸、アクリル酸、ビニルスルホン酸及びビニルホスホン酸重合体を含むナトリウム塩溶液並びにエチレングリコール溶液の混合溶液	○
(14) 五―（二―（メチルチオ）アルキル）イミダゾリジン―二・四―ジオン及び炭酸カリウムの中和反応生成物る液の濃縮物	○

四 令別表第一の二第二十一号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(2) 酸化ビスマス（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○